



平成 18 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ル ネ サ ン ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 齋 藤 敏 一
(コード番号：2378 東証第一部)
問 合 せ 先 経 営 企 画 部 長 安 澤 嘉 丞
(電 話 番 号 0 3 - 5 6 0 0 - 5 4 5 7)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 26 日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成 18 年 6 月 23 日開催予定の第 24 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社事業の現状に即し、活動範囲の明確化をはかるとともに、業容の拡大と事業の多角化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）を一部変更するものであります。
- (2) 「会社法」（平成17年法律第86号）及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。
 - ① 公示の方法について、周知性の向上及び経営の合理化を図るため、現行定款第 4 条（公告の方法）につき所要の変更を行うものであります。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。
 - ② 株主が有する単元未満株式の権利を明確にするため、第 9 条（単元未満株主の権利）を新設するものであります。
 - ③ インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより当該書類の情報を株主に提供したものとみなすことができるよう、第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

- ④ 取締役会のより迅速な意思決定を可能とするため、取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは取締役会の決議を省略することができるよう、第25条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。
- ⑤ 有用な人材の招聘を可能とするため、社外監査役との間で責任限定契約を締結することができるよう、第37条（監査役の責任免除）に第2項を新設するものであります。
- ⑥ 取締役会の決議により必要に応じた機動的な剰余金の配当等の実施を可能とするため、第40条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものであります。
- ⑦ その他、定款に定めたものとみなされる規定の新設・変更のほか、定款全般について、会社法に対応した用語並びに引用条文の変更などの所要の変更を行うものであります。

(3) 上記の変更に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙（新旧対照表）のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 23 日
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 23 日

以 上

【別 紙】

定款変更案新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～6. (条文省略)</p> <p>7. <u>一般旅行業及び一般旅行業代理店業。</u></p> <p>8. <u>損害保険代理業及び生命保険代理業。</u></p> <p>9～16. (条文省略)</p> <p>17. <u>ディスクレコード・ミュージックテープ等の音の媒体物の企画、制作、配給、販売及び輸出入。</u></p> <p>18～19 (条文省略)</p> <p>20. 食料品、飲料品、衣料品、家庭用品、日用雑貨品、<u>装飾用品、化粧品、衛生用品、医薬品、医薬部外品の販売、輸出入。</u></p> <p>21～28 (条文省略)</p> <p>29. はり、灸、マッサージ、指圧、<u>柔道整復の施術所の経営。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>30. <u>上記各号に付帯関連する一切の事業。</u></p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～6. (現行どおり)</p> <p>7. <u>旅行業法に基づく旅行業。</u></p> <p>8. <u>損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務。</u></p> <p>9～16. (現行どおり)</p> <p>17. <u>ミュージックテープ、ビデオテープ、レーザーディスク及びコンパクトディスク等音声・映像ソフトの企画、制作、製造、賃貸、配給、販売及び輸出入。</u></p> <p>18～19 (現行どおり)</p> <p>20. 食料品、飲料品、衣料品、家庭用品、日用雑貨品、<u>装飾用品、化粧品、衛生用品、医薬品、医薬部外品の販売及び輸出入。</u></p> <p>21～28 (現行どおり)</p> <p>29. はり、灸、マッサージ、<u>エステ、指圧及び柔道整復の施術所の経営。</u></p> <p><u>30. 電子・電気機械器具の製造、販売及び輸出入</u></p> <p><u>31. 有料職業紹介事業</u></p> <p><u>32. 上記各号に付帯関連する一切の事業。</u></p>
<p>第3条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p><u>1. 取締役会</u></p> <p><u>2. 監査役</u></p> <p><u>3. 監査役会</u></p> <p><u>4. 会計監査人</u></p>

現行定款	変更案
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載して</u> <u>する。</u></p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、52,400,000株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(一単元の株式の数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>② 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>については、<u>株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、52,400,000株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>② 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株主の権利)</p> <p>第9条 <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>

現行定款	変更案
<p>(基準日)</p> <p>第 8 条 <u>当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>② <u>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第 9 条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>② <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>③ <u>当社の株主名簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 10 条 <u>当社の株券の種類並びに株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(招集)</p> <p>第 11 条 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>③ <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 11 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(招集)</p> <p>第 12 条 当社の定時株主総会は、<u>毎事業年度の終了後 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 13 条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第 12 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 13 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>② <u>商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 14 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② <u>株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第 15 条 <u>株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>第 16 条 (条文省略)</p>	<p>第 14 条 (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 15 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② <u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② <u>株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第 18 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(選任方法)</p> <p>第 17 条 取締役の選任決議は、株主総会において<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第 18 条 取締役の任期は、<u>就任後 1 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 19 条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任</u>する。</p> <p>② <u>取締役会の決議により</u>、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名を定めることができる。</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>第 20 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 21 条 (条文省略)</p> <p>② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を<u>開く</u>ことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 22 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>(新設)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第 19 条 取締役の選任決議は、株主総会において<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を</u>選定する。</p> <p>② <u>取締役会は、その決議によって</u>、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名を定めることができる。</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>第 22 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を<u>開催</u>することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 24 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数</u>が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 25 条 <u>当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 23 条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>(報酬)</p> <p>第 25 条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 26 条 当社は、<u>商法第 266 条第 12 項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、<u>商法第 266 条第 19 項の規定により、社外取締役との間に、同条第 1 項第 5 号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000 万円または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第 27 条 (条文省略)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 28 条 監査役の選任決議は、株主総会において<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第 29 条 監査役の任期は、<u>就任後の 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時</u>までとする。</p>	<p>(削除)</p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として<u>当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000 万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 30 条 監査役の選任決議は、株主総会において<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第 31 条 監査役の任期は、<u>選任後の 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時</u>までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 30 条 <u>監査役は互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 31 条 (条文省略)</p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を<u>開く</u>ことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第 32 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第 33 条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>第 34 条 (条文省略)</p> <p>(報酬)</p> <p>第 35 条 監査役の報酬は、株主総会の<u>決議により</u>定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 36 条 当社は、<u>商法第 280 条第 1 項で準用する同法第 266 条第 12 項 (同条第 18 項の規定により読み替えて適用するもの)</u>の規定により、<u>取締役会の決議をもって</u>、監査役 (監査役であった者を含む。) の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>② <u>任期満了前に退任した監査役の補欠</u>として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>する時</u>までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 32 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 33 条 (現行どおり)</p> <p>② <u>監査役の</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を<u>開催する</u>ことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第 34 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数を<u>もって</u>行う。</p> <p>(削除)</p> <p>第 35 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 36 条 監査役の報酬等<u>は</u>、株主総会の決議によ<u>って</u>定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 37 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>法令の限度において、取締役会の決議によって免除</u>することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p>② <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000 万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>(顧問)</p> <p>第 37 条 <u>取締役会の決議により、顧問若干名を置くことができる。</u></p>	<p>(顧問)</p> <p>第 38 条 <u>取締役会は、その決議によって顧問若干名を置くことができる。</u></p>
<p>(営業年度及び決算期)</p> <p>第 38 条 <u>当社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とし、毎年 3 月 31 日を決算期とする。</u></p>	<p>(事業年度)</p> <p>第 39 条 <u>当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第 40 条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p>
<p>(利益配当金)</p> <p>第 39 条 <u>利益配当金は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 41 条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>② <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>③ <u>前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p><u>(中間配当)</u></p> <p>第 40 条 <u>当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第 41 条 <u>利益配当金及び中間配当金</u>は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>② 未払いの<u>利益配当金及び中間配当金</u>には、利息をつけない。</p>	<p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第 42 条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>② 未払いの<u>配当金</u>には、利息をつけない。</p>